

国際出願促進交付金

平成31年度予算額 **6.4億円 (0.8億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小・ベンチャー企業や大学等による国際出願を支援するため、特許協力条約（PCT）の規定に基づく国際出願手数料等の一部について補助（交付金）を行います。
- 対象者（日本語国際出願の出願人）
 - ① 中小企業者
 - ② 中小・ベンチャー企業、小規模企業 等

成果目標

- PCT出願手数料等の負担を軽減することにより、中小・ベンチャー企業や大学等の海外での知的財産権の取得及び戦略的な活用を支援し、我が国中小・ベンチャー企業や大学等のグローバルな産業競争力の維持・強化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



国際出願手数料（1/2、2/3、3/4）
取扱手数料（1/2、2/3、3/4）

事業イメージ

- 一定の要件（従業員数要件又は資本金額・出資総額要件）を満たす中小・ベンチャー企業等に対し、特許協力条約（PCT）に基づき国際出願の出願人が納付したWIPO国際事務局に対する手数料の一部に相当する額の交付を行います。
- 他の出願費用等の負担軽減措置と合わせ、中小企業等による海外における権利取得にかかる費用をトータルに支援します。
- 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」（平成30年5月23日成立）により、新たに国際出願法等に手数料の減免制度を導入したことに伴い、本交付金の対象範囲を拡大します。

交付金の対象となる国際事務局に対する手数料

- 国際出願時の国際出願手数料（約16万円）
- 国際予備審査請求時の取扱手数料（約2万円）